

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月五日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一三九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣の部内閣人事局の項中「女性活躍促進調整官」を「ダイバーシティ促進専門官」に改める。

別表宮内庁の部内部部局の項中「秘書」を「勤務管理専門官 秘書」に改める。

別表カジノ管理委員会の部事務局の項中「国際室長」を「国際室長 機器技術監督室長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「フィンテック室長」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「財産被害対策室長 企画官」を「企画官 財産被害対策室長 取引デ

ジタルプラットフォーム消費者保護室長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「保護調査官」を「民間活動支援企画官 保護調査官」に改める。

別表出入国在留管理庁の部内部部局の項中「課長 情報分析官」を「課長 情報分析官 出入国在留監査指導室長」に改め、同部入国者収容所の項中「庶務係長」を「人事係長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「情報防護対策室長」を削り、「人事企画官」を「人事企画官 デジタル化推進室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「大学研究力強化室長」を「大学研究力強化室長 資金運用企画室長」に改める。

別表スポーツ庁の部内部部局の項中「学校体育室長」を「企画調整室長」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「参事官 会計室長」を「参事官」に改め、「会計室長補佐 人事係長」及び「人事係員」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「福利厚生室長 会計管理官 首席営繕専門官」を「会計管理官 厚生管理企画官」に、「労災保険財政数理室長」を「労災保険財政数理室長 建設石綿給付金認定等業務室長」に、「訓練受講者支援室長」を「訓練受講支援室長」に、「主任中央職業安定監察官」を「主任中央職

業安定監察官 労働移動支援室長」に改め、「労働移動支援室長」を削り、「勤労者福祉事業室長」を「労働者協同組合業務室長」に、「地方厚生局管理室長」を「会計企画調整室長」に、「会計課管理室長、福利厚生室長、試験免許室長」を「管理室長、試験免許室長、建設石綿給付金認定等業務室長」に、「検疫所管理室長」を「厚生管理室長、検疫所管理室長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「課長 企画管理調整官」を「次世代生物学的製剤研究センター長 課長 企画管理調整官」に改める。

別表農林水産省の内部部局の項中「ファイナンス室長」を「持続的食料システム調整官 ファイナンス室長」に、「輸出戦略調査官」を「輸出戦略調査官 輸出連携推進調査官」に、「種苗室長」を「地理的表示保護推進室長 種苗室長」に、「農村振興局総務課又は農村計画課」を「又は農村振興局総務課」に改める。

別表水産庁の内部部局の項中「（漁政課に所属する者に限る。）」を削り、「海洋技術室長」を「外国漁船対策室長 海洋技術室長」に改める。

別表経済産業省の内部部局の項中「国際経済紛争対策官」及び「投資交流企画官」を削り、「サービス産業室長」を「ソフトウェア・情報サービス戦略室長 サービス産業室長」に、「商取引検査室長」を「商

取引検査室長 産業保安企画室長」に改める。

別表特許庁の部内部部局の項中「守衛長」を削る。

別表国土交通省の部内部部局の項中「企画室長 保障事業室長」を「企画室長（自動車局総務課又は海事局総務課に所属する者に限る。） 保障事業室長」に改め、「（船員政策課に所属する者に限る。）」及び

「海岸・防災企画官」を削り、「首席運航審査官」を「首席運航審査官 首席航空機検査官」に改め、「首席航空機検査官」を削り、同部地方整備局の事務所の項中「作業船管理官」を削り、同部開発建設部の項中「又は管理所」を削る。

別表気象庁の部気象研究所の項中「研究調整官」を「研究連携戦略官」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「フロン対策室長」を「フロン対策室長 気候変動国際交渉室長」に改め、「大気生活環境室長」を削り、同部地方環境事務所の項中「部長」を「部長 地域脱炭素創生室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「能率厚生管理室長」を「能率厚生管理室長 勤務時間調査・指導室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「公文書監理室長」を「公文書監理室長 検査支援室長」に改める。  
別表備考第一項中「令和三年十一月三十日」を「令和四年五月三十一日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。